

福岡県公報

平成29年9月29日
第3930号
増刊 ②

目次

公 告

○福岡県人事行政の運営等の状況 (人 事 課) …………… 1

公 告

公告

福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福岡県条例第8号）第6条の規定により、福岡県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

28年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
新規採用	(0) 1,900	359	453	1,053	0	35
新規再任用	(75) 538	(8) 122	(4) 8	(63) 369	30	9

(単位：人)

- (注) 1 新規採用には国や個団体との人事交流に伴う採用を含みます。
 2 政令市立学校の教職員は含みません。
 3 「新規採用」欄の()内は任期付採用職員で、内数です。
 4 「新規再任用」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

イ 職員の離職

28年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

区分	合計	行政職	警察職	教育職	技能労務職	研究医療職
定年退職	1,197	263	186	669	48	31
早期退職募集による退職	288	35	10	237	2	4
その他	417	56	159	182	3	17
再任用の満了	(44) 223	(19) 65	(2) 8	(18) 113	(2) 26	(3) 11

(単位：人)

- (注) 1 政令市立学校の教職員は含みません。
 2 「再任用の満了」欄の()内は短時間勤務職員で、内数です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳出額		実質収支		人件費		人件費率	
		給料	歳出額	A 千円	B 千円	B/A %	B/A %	(参考) 27年度の人件費率 %	
28年度	5,126,389	1,657,790,473	3,366,828	48,972,566	492,860,285	29.7	29.4		

(2) 職員給与と費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数	給与			費		一人当たり給与費	
		A 千円	職員手当	期末・勤勉手当	B 千円	B/A %	B/A 千円	B/A %
28年度	50,499	228,614,161	48,972,566	91,580,070	369,166,797	7,310	29.4	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は28年4月1日現在の人数で、教育長及び電気事業・工業用水道事業・工業用地造成事業・病院事業・流域下水道事業・県営埋頭施設整備運営事業職員(計109人)を除きます。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員数を含んでいません。

(3) ラスパイレシ指数の状況

区分	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
福岡県	101.9	101.8	100.8	101.5
都道府県平均	99.3	99.9	99.7	100.3

- (注) 1 ラスパイレシ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 平成25年は、国家公務員の時限付な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率 %	(参考) 国の改定率 %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
28年度	376,257	375,698	559円 (0.15%)	0.15	0.15	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤励手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数 月	(参考) 国の年間 支給月数 月
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
28年度	4.30	4.20	0.10	0.10	4.30	4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤励手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

①給料表の見直し

実施内容

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日

(内容)
行政職の給料表について、国の見直し等を踏まえ、高齢層を中心に平均2%引下げ、激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合)	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点 調及改定後	平成28年度の 支給割合	見直し後の支給割合 (H32.4.1)
国基準による支給割合				
福岡市	10	10	10	10
春日市、福津市	3	5	7	10
大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、粕屋町	3	4	5	6
北九州市、筑紫野市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	3	3	3	3
上記以外	0	0	0	0
福岡県の支給割合				
福岡市	4.75	5	5.2	6
福岡市以外	3.5	3.75	4	4.25

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。制度完成時まで段階的に引上げ。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	43.0 歳	331,269 円	426,403 円	369,081 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
都道府県平均	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての請手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(≒時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(以下同じ)

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	54.8 歳	623 人	333,886 円	395,016 円	361,848 円
うち用務員	54.8 歳	203 人	332,170 円	373,098 円	357,933 円
うち自動車運転士	56.8 歳	107 人	324,493 円	393,722 円	350,164 円
うち守衛	56.4 歳	20 人	361,954 円	460,962 円	401,448 円
うち電話交換手	60.0 歳	3 人	324,195 円	436,503 円	356,393 円
うちその他技能労務職	53.9 歳	290 人	336,718 円	405,858 円	366,225 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円
都道府県平均	52.0 歳	243 人	328,683 円	386,373 円	362,610 円

③高等(特別支援)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	47.3 歳	391,071 円	450,052 円
都道府県平均	44.8 歳	379,204 円	442,303 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福岡県	44.6 歳	367,850 円	418,968 円
都道府県平均	43.2 歳	364,549 円	421,596 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡県	38.3 歳	317,957 円	441,425 円	355,918 円
国	41.3 歳	315,764 円	—	371,411 円
都道府県平均	38.5 歳	320,757 円	459,603 円	368,050 円

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区分	福岡県	国
一般行政職	大学卒	176,700円
	高校卒	144,600円
技能労務職	高校卒	—円
	中学卒	—円
高等学校 教育職	大学卒	—円
	高校卒	—円
小・中学校 教育職	大学卒	—円
	高校卒	—円
警察職	大学卒	205,200円
	高校卒	166,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,058円	362,347円	388,647円
	高校卒	223,099円	314,790円	356,847円
技能労務職	高校卒	—円	299,357円	329,438円
	中学卒	—円	—円	—円
高等学校 教育職	大学卒	305,557円	393,897円	423,493円
	高校卒	—円	331,708円	364,234円
小・中学校 教育職	大学卒	306,532円	388,596円	412,921円
	高校卒	—円	—円	—円
警察職	大学卒	276,511円	385,463円	403,281円
	高校卒	253,555円	339,857円	378,295円

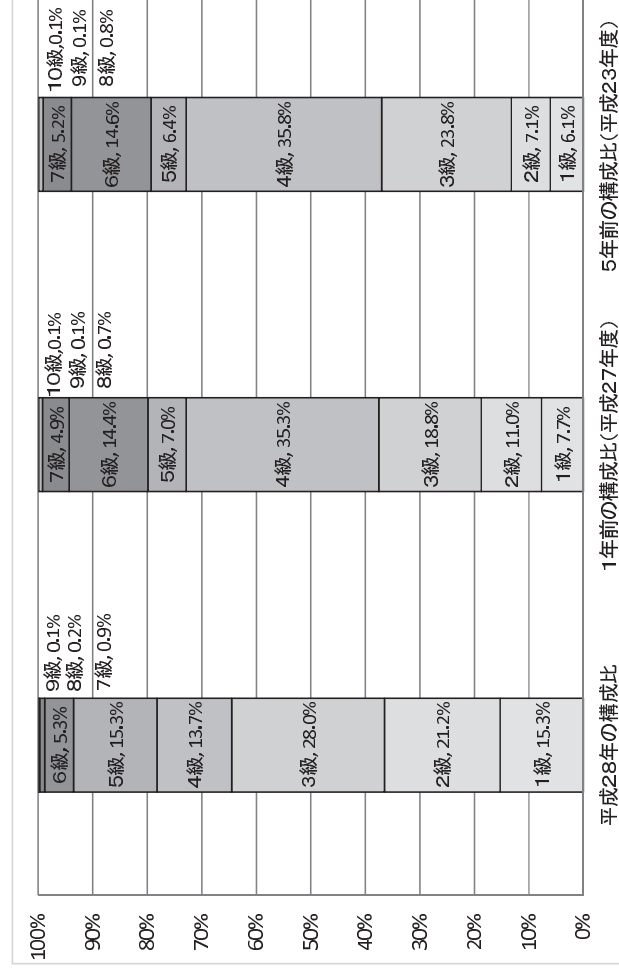
一:該当職員なし

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比	給料月額	
	主事	技師			円～	円～
1 級	1,291		1,291	15.3%	140,100	276,600
2 級	1,795		1,795	21.2%	190,200	348,800
3 級	2,370		2,370	28.0%	226,400	387,300
4 級	1,163	本庁の係長	1,163	13.7%	259,900	394,800
5 級	1,293	本庁の課長補佐	1,293	15.3%	286,200	410,000
6 級	447	本庁の課長	447	5.3%	317,000	443,700
7 級	78	本庁の次長	78	0.9%	406,900	467,400
8 級	15	本庁の事務局長	15	0.2%	457,200	526,300
9 級	12	本庁の部長	12	0.1%	520,500	558,300

(注) 1 福岡県職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況(知事部局の行政職給料査定用者)

項目	福岡県		国
	管理職員	一般職員	
平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	管理職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		○	○
標準に加え、上位の区分も適用			
標準に加え、下位の区分も適用	○		
標準の区分のみ適用			
ロ 人事評価を実施していない			

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福岡県	国
1人当たり平均支給額(28年度決算見込)	(非公表)
期末・勤勉手当 1,607 千円	
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)
期末手当	期末手当
2.60 月分	2.60 月分
(1.45) 月分	(1.45) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

福岡県		国	
管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
平成28年度における運用			
イ 人事評価を実施した			
○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			
○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用			
○	○	○	○
標準に加え、下位の成績率も適用			
○	○	○	○
標準の成績率のみ適用			
○	○	○	○
ロ 人事評価を実施していない			

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

福岡県		国	
(支給率)	自己都合	(支給率)	自己都合
勤続20年	定年・早期退職募集による退職	勤続20年	定年・応募認定
20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	34.5825 月分	勤続25年	34.5825 月分
41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額 4,401 千円	23,139 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績(28年度決算見込)		10,941,531 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算見込)		192,237 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区	20 %	44 人
大阪市	16 %	5 人
府中市、名古屋市	15 %	2 人
福岡市	5.4 %	16,444 人
春日市、福津市	4.25 %	1,400 人
大野城市、大宰府市、糸島市、那珂川町、志免町、新宮町、粕屋町	4.25 %	3,895 人
北九州市、筑紫野市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町	4.25 %	11,223 人
その他の県内市町村	4.25 %	17,852 人
医師・歯科医師	16 %	41 人
平均支給率	4.8 %	—
地域手当補正係数(ラスベイス指数)		100.7 (101.5)

(注) 1 医師及び歯科医師の支給率は、京都特別区の場合を除き支給対象地域にかかわらず16%です。

2 「平均支給率」は、一般行政職の職員に当てはめて加重平均し算出した率です。

3 地域手当補正係数(ラスベイス指数)とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスベイス指数です。(補正前のラスベイス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出されます。)

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給妻職 (28年度決算見込)		3,296,432 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算見込)		99,795 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		58.0 %		
手当の種類 (手当数)		46		
区分	手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
一 般 職 員	防疫等作業手当	保健福祉環境事務所等職員	①狂犬病予防注射・犬の捕獲 ②感染症患者の救護、病原(体付着物)の処理、検疫作業、細菌検査 ③口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜の救、家畜の死体の焼却・埋却、畜舎の消毒の作業	①日額300円 ②日額290円 ③日額380円 (作業が著しく危険な場合は760円)
	放射線取扱手当	放射線技術職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額300円
	危険業務手当	県土整備事務所、ダム建設事務所、水産海洋技術センター、農林業総合試験場、計量検定所職員	①坑内のトンネル掘削作業、水面下4m以上の深所作業、高所作業、大型農業機械作業、爆発物立入検査 ②圧搾空気内作業、潜水作業	①日額140円～560円 ②1時間210円～1,500円
	社会福祉業務手当	保健福祉環境事務所等、障がい者更生相談所、女性相談所職員	①接護の措置を要する者等を訪問し面接して行う指導等、精神障がいのある人の訪問指導、要保護女子に関する相談・指導・一時保護 ②福祉患者家庭訪問指導、肢体不自由児の日常生活介助	①日額150円、570円 ②日額230円
	種雄牛取扱等作業手当	農林業総合試験場職員	種雄牛又は種雄豚を飼育する作業、牛馬の直腸検査	日額230円
	有害物取扱手当	保健環境研究所、工業技術センター、農林業総合試験場職員	有害農薬使用の農作物害虫等防除、有害ガス発生を伴う業務又は特に危険な薬品の取扱業務	日額130円～290円
	県税事務手当	県税職員	県税の賦課及び徴収	日額650円、800円
	夜間看護等手当	柏屋新光園の看護師	①正期の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護業務 ②正期の勤務時間外の救急医療等業務	①1回2,900円、3,300円 ②1回1,240円
	犯則取締等手当	漁業取締業務に従事する職員、麻薬取締員	海上被疑者追跡又は取調、麻薬取締業務、航海中の船舶調査等、現業職員の5トン未満の船舶運転	日額280円～550円
	特殊現場作業手当	保健福祉環境事務所等、水道事務所職員 児童福祉施設等に勤務する職員	①尿処理施設、化糞場、死亡獣畜取扱場及び下水道処理施設立入検査 ②産業廃棄物処理施設立入検査 午前4時から午前6時までの間に勤務時間の始期が定められている勤務に従事	①日額230円 ②日額290円 1回120円、230円
	用地交渉手当	農林水産部、県土整備部、建築都市部等職員	用地交渉業務	日額700円、1,050円
	訓練指導手当	消防学校職員	教育訓練業務	日額720円
	災害応急(作業)手当	県土整備事務所職員	警報発令中等の異常気象状況等のもので、災害の未然防止、応急処置	日額480円～1,095円
	道路上作業手当 (道路上等作業手当)	県土整備事務所職員	交通量の頻繁な道路上で、交通を遮断することによる道路維持修繕	日額300円
	は場等管理業務手当	農林業総合試験場職員	①加熱アスファルト混合粉使用の道路舗装 ②道路上、河川区域の動物の死体処理 ③ふん尿収集、は場散布	①日額160円 ②日額230円 ③日額120円 ④日額230円
動物等保護管理作業手当	動物愛護管理技術員	①有(傷)動物の収容作業 ②動物死体の回収作業	①日額260円 ②日額230円	
教育職員の兼務手当	教育職員	全日制教育職員が本務の勤務時間を超えて夜間定時制の授業を行った場合又はその逆の場合	授業1時間2,790円	
夜間定時制勤務手当	事務職員、技術職員及びその他の職員	高等学校又は中等教育学校の後期課程の夜間定時制課程で授業時刻以後に2時間以上業務に従事	日額340円 (事務長は日額220円)	
多学年学級担当手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程の20の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当し授業又は指導に従事	日額290円	
通信教育指導手当	①通信教育を行う学校の教育職員(本務職員を除く。) ②通信教育を行う学校及び協力校の教育職員(本務職員を除く。)	①添削指導 ②面接指導	①1通当たり100円 ②1時間2,790円	
実習船乗船手当	①水産高等学校の教育職員 ②水産高等学校の職員	実習船に乗り組み、漁ろを伴う航海において従事する以下の業務 ①生徒の実習指導等 ②船員法第82条の2第4項に規定する業務	①日額3,000円 ②日額180円	
有害農薬による害虫等防除作業手当	農業高等学校の教育職員	有害農薬使用の害虫等防除	1級 日額290円 2級 日額250円	
教員特殊業務手当	主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、常任舎指導員	1号 学校の管理下の非常災害時等の緊急業務 イ…非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務 ロ…児童・生徒の自傷、疾病等に伴う緊急の業務 ハ…児童・生徒に対する緊急の補導業務 2号 修学旅行等の引率・指導業務で宿泊を伴ったもの 3号 対外運動競技等の引率・指導業務で宿泊を伴ったもの 4号 部活動の指導業務で週休日等に行うもの 5号 入学競争の監督、採点等	日額 1号イ … 8,000円 1号イ(特に甚大な災害) … 16,000円 1号ロ … 7,500円 1号ハ … 7,500円 2号 … 4,250円 3号 … 4,250円 4号 … 3,000円 5号 … 900円	

教育公務員	補導業務手当	児童又は生徒の補導を本務とする教育職員	児童又は生徒の補導業務に従事	6,636千円	日額200円
	教育業務連絡指導手当	教務主任 3字級以上の学校の *生徒指導主事 *通務指導主事 (高等学校、中級教育学校及び特別支援学校の高等部に置かれるもの) *学科主任 *農場長 *字科主任 *学年主任 (一の学年が3字級以上の学年に置かれるもの)	主任等に発令された指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事	143,177千円	日額200円
	主として私服員の従事する犯罪の予防及び被疑者に被疑者逮捕の作業	警察職員	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕等	453,062千円	日額320円、560円
	留置施設看守及び被疑者(被告人その他法令により拘禁されている者を含む。)護送の作業	警察職員	留置施設看守及び被疑者護送	34,168千円	日額230円、240円
	交通捜査作業	警察官(警部以下の階級に在る者に限る。)	高速道路等における事故捜査・交通違反取締り等	132,283千円	日額310円～840円
	犯罪鑑識作業	警察職員	現場等における犯罪鑑識	24,533千円	日額280円、560円
	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転、警備用船舶の運行及び自動車の検査に関する作業	警察職員	交通指導取締 犯罪捜査等を目的とした、交通取締用無線自動車及び捜査専用車等の運転等	74,806千円	日額250円～560円
	暴力団犯罪対策及び銃器等犯罪捜査の作業	警察官	銃器を使用した現場等における犯人の逮捕等	9,434千円	日額560円～1,640円
	結核患者接触作業	保健師	結核患者に接触して行つた治療に関する諸注意、情報提供等	0千円	日額230円
	死体処理作業	警察職員	人の死体の解剖・検視・実見見分等直接死体に接触する作業	90,823千円	11体当たり1,600円、3,200円
	坑内作業	警察職員	鉱山の坑内又は掘削中のトンネルの坑内で、ガス爆発、火災、出水、落盤等の災害があったときに、当該坑内で行つた災害関連作業	0千円	日額1,900円
	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行つた操縦以外の作業	警察職員	①航空機の操縦作業 ②航空機に搭乗して行つた整備作業 ③航空機及び整備以外の作業	14,290千円	①1時間5,100円 ②1時間2,200円 ③1時間1,900円
	警ら作業	警察官(警部以下の階級に在る者に限る。)	警ら作業	199,138千円	日額340円
	爆発物の取締り及び処理の作業	警察職員	①爆発物取締作業 ②爆発物処理作業	138千円	①日額300円、460円 ②1件当たり5,200円
	夜間特殊業務係に従事する作業	警察職員	正規の勤務時間において従事する作業(指定されたものに限る。)の時間帯が深夜の一部又は全部を含むとき	343,280千円	1回730円
	救難救助作業(そのための訓練の作業を含む。)	警察職員	①危険な伴つ山岳地遭難者の救難救助又は天災地変若しくは水難、火災、危険物の爆発事故その他異常な事態における救難救助 ②福島原発の敷地内及びその周辺の区域で行つた業務	6,766千円	①日額410円、840円、1,680円 ②日額660円～40,000円
	夜間緊急処理作業	警察職員(管理職手当受給者を除く。)	突発的発生業務の処理のため、正規の勤務時間外の時間において緊急の呼び出しにより勤務することを命ぜられて作業に従事し、その時間帯の一部又は全部が夜間であるとき	4,611千円	1回1,240円
	遠隔地水上警戒作業	警察職員	遠隔地の難島周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行つた水上警戒の作業	0千円	日額1,100円
	潜水作業	警察官	潜水器具着用による潜水作業	33千円	1時間310円～1,500円
	国際緊急援助作業	警察官	海外地域での国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動の作業	0千円	日額4,000円
	サリンその他の特殊危険物質の処理等の作業	警察職員	特殊危険物質等の発生している状況下、現場で行つた救助又は捜査等	0千円	日額250円～4,600円
	海外犯罪情報収集作業	警察官	日本国外において従事する犯罪の捜査情報収集(人事委員会が定める場合に限る。)	0千円	日額1,100円
	身辺警護等作業	警察職員	天皇・皇后等の皇族及び警護対象者の身辺警護若しくは身辺警護	875千円	日額640円、1,150円

(5) 時間外勤務手当(全職員)

支給実績(28年度決算見込)	8,960,302千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算見込)	423千円
支給実績(27年度決算)	8,937,430千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	419千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (28 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との異 同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がいない場合の1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度未までの子の加算 5,200円	異なる	16歳になる年度初めから22歳になった年度未までの子の加算額も、国は5,000円	5,631,470 千円	230,874 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃→12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃-23,000円)×1/2 (支給限度額27,000円)	同じ	-	4,134,908 千円	278,464 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 ・通勤距離に応じ2,000円～ (県外上限41,000円)	異なる	(国の制度) ・運賃等相当額の支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者の支給額 2,000円～31,600円 ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (上限2万円)	6,673,124 千円	128,127 円
初任給調整手当	○専門的知識を必要とし、かつ、欠員補充が困難である職について、民間企業等の給与水準と調整するために支給 ・医師、歯科医師 308,700円以下(35年) ・研究員 100,000円以下(10年) ・獣医師 30,400円以下(1.5年)	異なる	(国の制度) ・医師、歯科医師 413,300円以下(35年) ・獣医師への支給なし	83,586 千円	835,860 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対して支給 ・30,000円～100,000円	同じ	-	89,750 千円	296,205 円
宿日直手当	○宿日直勤務を行った職員に支給 ・通常 5,100円 ・医師、歯科医師 20,000円 ・生活指導 7,200円 ・常宿舎指導 5,900円	異なる	国は通常の宿日直は 4,200円	1,563,704 千円	197,238 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じた支給 週休日等 1回 4,000円～12,000円 平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	異なる	区分や支給額が異なる	77,691 千円	131,903 円
夜間勤務手当	○深夜における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100×午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	930,145 千円	96,020 円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	2,122,622 千円	166,742 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定めた額 (40,800円～139,100円)	異なる	区分や支給額が異なる	2,276,690 千円	683,690 円
農林漁業普及指導手当	○農林漁業等の普及指導に従事する職員に対して支給 ・給料月額×8% (管理職手当受給者4%)			89,343 千円	323,707 円
警 察	特地利務手当	同じ	-		
	特地利務手当に準ずる手当	同じ	-		
学 校	へき地手当			44,453 千円	176,401 円
	へき地手当に準ずる手当				

義務教育等教員特別手当	<p>○義務教育等諸学校に勤務する教育職員に支給 ・月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級、号給別に定めた額を支給する。 ＊夜間定時制、通信教育に係る定時制通信教育手当又は農業、水産に係る産業教育手当の受給期間：定額の3/4の額 ＊上記以外の者：定額の2/4の額</p>		2,132,247 千円	61,777 円
産業教育手当	<p>○農業、水産、工業の教科の授業及び実習を担当する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×5% (定時制通信教育手当受給者、管理職手当受給者は3%)</p>		125,316 千円	197,348 円
定時制通信教育手当	<p>○定時制課程及び通信制課程に勤務する教育職員に支給 ・(給料月額＋教職調整額)×3～5% ＊校長、副校長、教頭 3% 夜間定時制教育に従事する職員 5% 昼間定時制教育、通信教育に従事する職員 3%</p>		68,773 千円	168,975 円

6 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分	給料月額等
給料	
知事	1,350,000 円
副知事	1,080,000 円
議長	1,110,000 円
副議長	980,000 円
議員	890,000 円
知事	(28年度支給割合)
副知事	3.25 月分
議長	(28年度支給割合)
副議長	3.25 月分
議員	
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
知事	135万円×在職月数×0.54 34,992 千円 (任期毎)
副知事	108万円×在職月数×0.41 21,254 千円 (任期毎)
知事	支給率 5.4%
副知事	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

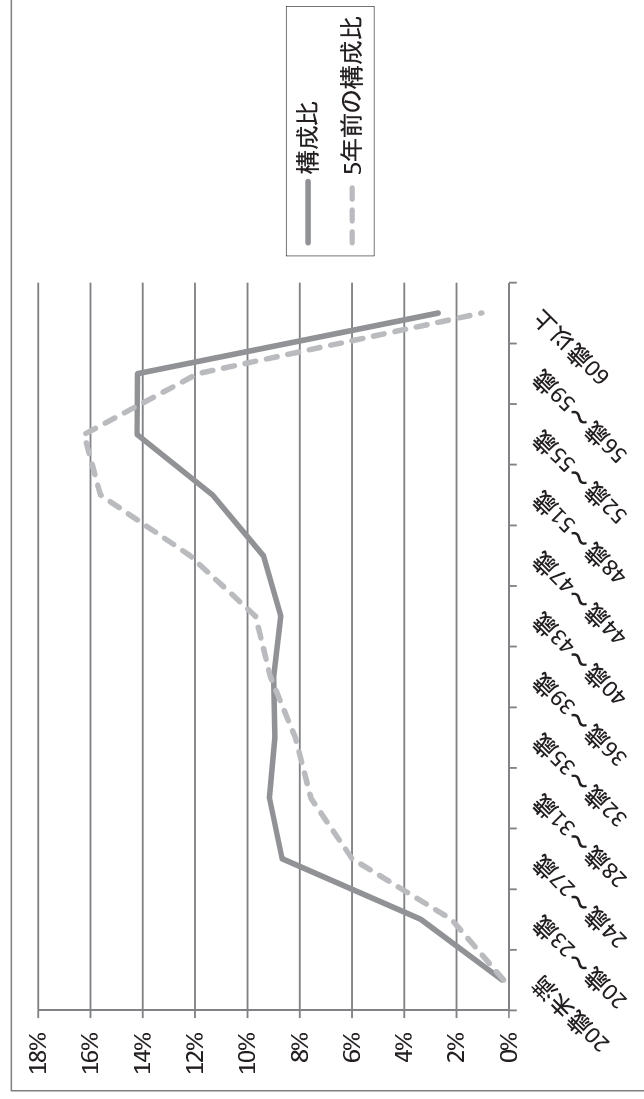
(単位:人)

区 分 部 門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
	平成28年	平成27年		
知事部局	7,533	7,585	△52	事務事業の見直し・施設の民間移譲 (参考:人口10万人当たり職員数147.06人)
教育委員会	31,151	30,789	362	特別支援学級の増加に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数608.13人)
その他	11,923	11,856	67	警察法施行令改正に伴うものなど (参考:人口10万人当たり職員数232.76人)
合計	50,607	50,230	377	(参考:人口10万人当たり職員数987.95人)

(注) 1 定員管理調査(各年4月1日現在)において報告した職員数です。

2 その他は、各種委員会(教育委員会を除く。)、警察本部、議会事務局、企業局です。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	131	4,391	4,636	4,528	4,552	4,414	4,756	5,734	7,199	7,186	1,369	50,607
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	未滿	23歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
知事部局		7,896	7,817	7,748	7,659	7,585	7,533	△ 363 (△4.6)
教育委員会		30,875	30,869	30,796	30,693	30,789	31,151	276 (0.9)
その他		11,483	11,529	11,658	11,789	11,856	11,923	440 (3.8)
計		50,254	50,215	50,202	50,141	50,230	50,607	353 (0.7)

(注) 1 定員管理調査（各年4月1日現在）において報告した職員数です。

2 その他は、各種委員会（教育委員会を除く。）、警察本部、議会事務局、企業局です。

8 公営企業職員の状況

(1) 職員給与費の状況

決算見込

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
28年度	千円	千円	千円	%	%
電気事業	486,011	26,718	184,642	38.0	36.1
工業用水道事業	1,478,808	535,462	212,545	14.4	12.8
工業用地造成事業	299,042	△166,571	28,388	9.5	2.9

区分	職員数 A	給与費			一人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
28年度	人	千円	千円	千円	千円
電気事業	14	62,044	22,508	26,524	111,076
工業用水道事業	20	84,241	21,321	35,925	141,487
工業用地造成事業	5	20,969	4,743	9,170	34,882
計					7,934
					7,074
					6,976

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、29年3月31日現在の人数です。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（28年4月1日現在）

・電気事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	47.1 歳	397,326 円	661,168 円

・工業用水道事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	45.3 歳	379,197 円	589,530 円

・工業用地造成事業

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
福岡県	47.6 歳	386,534 円	581,377 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

了 期末手当・勤勉手当

公 営 企 業	行 政 職 員
1人当たり平均支給額(28年度決算見込)	1人当たり平均支給額(28年度決算見込)
期末・勤勉手当 1,836 千円	期末・勤勉手当 1,607 千円
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当
2.60 月分 1.70 月分	2.60 月分 1.70 月分
(1.45) 月分 (0.80) 月分	(1.45) 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

	公 営	企 業	行 政	職 員
(支給率)	自己都合	定年・早期退職 募集による退職	自己都合	定年・早期退職 募集による退職
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	—	定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	4,401 千円	23,139 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（28年4月1日現在）

地域手当支給実績(28年度決算見込)		8,688 千円	
地域手当支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算見込)		222,766 円	
地域手当支給対象地域	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
福岡市	5.40 %	22 人	5.40 %
福岡市を除く福岡県内の地域	4.25 %	17 人	4.25 %

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(28年度決算見込)		108 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算見込)		12,022 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)		23.1 %
手当の種類(手当数)		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (28年度決算見込)
危険業務 手当	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	①高圧機器整備点検作業 ②水路管内作業 ③高所作業 ④洪水吐ゲートの保守点検作業 ⑤有害薬品を使用する作業 ⑥漏水事故復旧等の道路上作業 ⑦災害心急作業	
用地交渉 手当	用地交渉業務に従事した職員	0 千円

オ 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算見込)		14,152 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算見込)		416 千円
支給実績(27年度決算)		18,977 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		575 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算見込)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	行政職員の制度との異同	行政職員の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算見込)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 (配偶者がない場合は1人目 11,000円) ・16歳になる年度初めから22歳になった年度末までの子の加算 5,200円	同じ	—	5,764 千円	303,347 円
住居手当	○自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃—12,000円 ・家賃23,000円超 11,000円+(家賃—23,000円)×1/2 ○単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 ・上記額の1/2	同じ	—	3,300 千円	300,000 円
通勤手当	○交通機関、交通用具(自動車等)を使用して通勤している職員に支給 ・運賃等相当額(原則として6箇月定期券の額) ・交通用具使用額 通勤距離に応じ2,000円～ ・新幹線等利用者の特別料金等加算 (原外上限41,000円)	同じ	—	12,072 千円	344,920 円
単身赴任手当	○異動又は公署の移転を原因として単身赴任となった職員に対し支給 ・30,000円～100,000円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	○週休日等又は平日深夜において勤務した管理職員に職の区分等に応じて支給 週休日等 1回 4,000円～12,000円 平日深夜 1回 2,000円～6,000円 (週休日等の従事時間が6時間を超える場合は、1.5倍)	同じ	—	83 千円	20,625 円
夜間勤務手当	○深夜にわたる正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×25/100× 午後10時から翌日の午前5時までの勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間に勤務した職員に対して支給 ・勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある一定範囲の職員(に対して支給 ・給料表・職務の級・職の区分別に定められた額 (87,000円～106,200円)	同じ	—	4,406 千円	1,101,600 円

9 職員の人事評価の状況

任命権者は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、任用、給与その他の人事管理の基礎として人事評価を定期的を実施し、その結果に応じた措置を講ずることとされています。各任命権者における取組は、以下のとおりです。

【知事部局等】

評価対象者	平成28年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【教育委員会】

評価対象者	平成28年12月1日現在において、一般職に属する職員 ※評価対象期間における勤務期間が一月（県立学校の教育職員及び市町村県費負担教職員については、四月）に満たない職員等を除く。
評価対象期間	4月1日～翌年3月31日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業務課題への取組状況等の業務実績を評価。 ・上司による5段階の絶対評価を実施。 ・期首、期中、期末における直属の上司との面談を通じ、円滑な業務遂行や能力開発に必要な指導、助言を実施。
結果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給並びに6月期及び12月期の勤勉手当において前年度の評価結果に応じた成績区分を適用。 ・転任や昇任等人事面における参考資料として活用。

【警察本部】

評価対象者	全警察職員。ただし、地方警務官及び非常勤職員を除く。
評価対象期間	12月1日～翌年11月30日
評価の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行を通じた自らの職層に求められる能力の発揮状況及び業績を評価。 ・上司による重層的な評価を実施。 ・人事評価の結果、必要がある場合は、評価者等が被評価者に対し、業務指導、助言等を実施。
結果の活用	転任や昇任等の人事面、勤勉手当等の給与面に活用

10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です（日曜日及び土曜日は週休日）。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の規程等により、知事部局及び教育委員会は午前8時30分から午後5時15分まで、警察本部は午前9時から午後5時45分までとしています。また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、知事部局及び教育委員会の本庁及び福岡市内の出先機関（学校を除く。）においては、一般的な職員の勤務時間に加え、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差通勤を実施しています。

(2) 休憩時間

一般的な職員の休憩時間は、正午から午後1時までの1時間としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要がある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年与えられる年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等25項目を設けています。

11 職員の休業に関する状況

(1) 休業の概要

「休業」とは、職は保有するものの職務に従事しないというもので、分限処分である「休職」と同様の性格を有していますが、本人の請求により認められる点が「休職」とは異なります。

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度で、対象となる子の年齢は3歳未満となつて

います。

次世代育成の観点から、男性の積極的な育児参加が特に求められている中、福岡県においても、各任命権者が職員の子どもの健やかな育成のための計画(特定事業主行動計画)を策定し、育児休業等の制度周知の徹底と取得しやすい環境整備を図っているところです。

自己啓発等休業は、公務員としての能力・資質向上や公務意識の醸成及び国際協力を促進するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加を可能とする制度です。

大学院修学休業は、公立学校の教員が専修免許状を取得する機会を拡充するため、国内外の大学院等に在学してその課程を履修することを可能とする制度です。

配偶者同行休業は、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする制度です。

(2) 休業の状況

平成28年度における職員の休業の状況については、次のとおりです。

(単位:人)

休業の種類	育児休業	自己啓発等 休業	大学院修学 休業	配偶者同行 休業	合計
人数	443	2	3	4	452
	540	5	0	1	546

(注)1 上段は平成28年度に新たに取得した者、下段は平成27年度以前から引き続き取得している者の人数です。

2 政令市立学校の教職員は含みません。

3 同一の者が複数回にわたって休業を取得した場合は、その数を重複して計上しています。

12 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるとは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。平成28年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	降任	免職	休職	合計
処分事由				
勤務実績が良くない場合	0	0		0
心身の故障の場合	0	0	563	563
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合			1	1
学校、研究所等において調査、研究 等に従事する場合(縦断が軸)			2	2
災害により生死不明又は所在不明と なった場合(斜断が軸)			0	0
合計	0	0	566	566

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

- 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。
- 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法(昭和25年法律第261号)等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。平成28年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

処分の種類	免職	停職	減給	戒告	合計
処分事由					
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服従反関係 (欠勤、勤務態度不良等)	2	3	4	11	20
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)	3	1	3	1	8
収賄等関係 (収賄、横領等)	1	0	0	0	1
道路交通法違反	5	2	0	0	7
監督責任	0	0	1	2	3
合計	11	6	8	14	39

(注)1 政令市立学校の教職員は含みません。

- 2 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

13 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、12(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員(県費負担教職員)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)により、市町村教育委員会がその服務を監督すると定められています。

なお、制度の趣旨を徹底させるため、所属研修を実施するほか、日常の具体的事例に関する照会等の機会を通じて、適切な処理を行っているところです。

さらに、福岡県職員倫理条例(平成13年福岡県条例第49号)を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動規程を規定するとともに、入札参加事業者との原則交際禁止等に関する規定を定めています。

14 職員の退職管理の状況

本庁課長級以上の職に就いている職員であった者が、離職後2年間に再就職した場合は、福岡県職員の退職管理に関する条例(平成27年福岡県条例第54号)第3条の規定により、再就職先の名称等について離職時の任命権者に届出ることとされています。

平成28年度の各任命権者への届出状況は、次のとおりです。

任命権者	届出件数 (件)	再就職先の内訳				
		国または地方公共団体の機関	公益法人等	学校法人等	その他の非営利法人	営利法人 その他
知事	50	2	11	2	14	4
教育委員会	35	5	3	22	0	5
警察本部長	17	0	2	1	3	0
その他	7	0	4	0	2	0

(注) 1 再任用等、人事委員会規則で定める場合は届出が不要です。

2 公益法人等には、独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含みます。

3 学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含みます。

15 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

例えば、知事や議会、監査委員、教育委員会、人事委員会等の事務部局に勤務する職員につい

ては、職員研修を自己啓発・職場研修・研修所研修・派遣研修に区分して実施しています。

また、教育公務員については、教育公務員特例法においても、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成28年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

(行政職員)

自己啓発	通信研修支援 自主研究グループ支援
職場における研修	部局研修・所属研修(人権・同和問題、公務員倫理 等) 業務専門研修
研修所における研修	基本研修(新採用職員研修、一般職員研修、管理監督者研修) 専門研修(財務諸表の読み方、折衝・交渉力、問題解決思考力、プレゼンテーション 等) 特別研修(トップセミナー、九州・山口各県職員合同 等)
派遣研修	自治大学校派遣研修 都道府県、市町村、企業等派遣研修 大学院派遣研修 等

(教職員)

職場における研修	各所属の諸課題における研修(授業改善、教育相談 等)
教育センター、体育 研究所等における 研修	基本研修(初任者研修、10年経験者研修、新任校長研修 等) 専門研修(各教科の指導に関する研修 等) 長期研修 課題研修(教育課程研究会、体力向上、薬物乱用防止 等)
派遣研修	教職員等中央研修(校長マネジメント研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修、 健康教育、体力向上 等) 教育課題研修指導者海外派遣プログラム 国立大学・大学院派遣長期研修 等

(警察官)

職場における研修	各所属における集合教養 本部主管課による研修・講習 部外講師による講演 等
警察学校における 研修	採用時教養 昇任時教養 専科等教養
派遣研修	語学委託研修 等

16 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、労働安全衛生法(昭和47年法

律第57号)並びに各任命権者の安全衛生管理規程及び健康管理規程に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者、産業医、安全管理者及び衛生管理者を選任するとともに、総括安全衛生委員会、警察本部衛生委員会等を設置しています。

さらに、全所属に健康推進員(副課長、課長補佐、副所長、事務長等)又は、健康管理担当者(所属長)及び副健康管理担当者を配置するとともに、(安全)衛生委員会や各地区連絡協議会等を設置し、安全衛生管理活動の推進を図っています。

(2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に定期健康診断を、特定の有害業務従事者を対象に特別健康診断を実施しています。

(3) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に對する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し団体協約を締結することの認められない職員が人事委員会に対して地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に對する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が人事委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。

これらの制度の状況は、「二 平成28年度における福岡県人事委員会の業務の状況」の4及び5のとおりです。

二 平成28年度における福岡県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験

28年度に実施した職員の競争試験の状況は、次のとおりです。

① 職種及び日程

試験の種類	職種 試験区分等	日程				最終 合格発表
		受付期間	1次試験	2次試験		
I 類	行政、教育行政、警察行政、児童福祉、土木、建築、機械、電気、化学、農業、農業土木、林業、畜産、水産、獣医師、薬剤師、栄養士	5月16日 ～5月27日	6月26日	7月15日 ～8月5日	8月18日	
		8月15日 ～8月26日	9月25日	10月18日 ～11月10日 10月19日 ～11月16日	11月25日	
II 類	農業 行政事務、教育行政					
III 類	一般事務、教育行政、警察行政、土木	7月19日 ～7月29日	8月28日	10月29日 ～10月30日	11月25日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	6月27日 ～7月7日	8月9日	
民間企業等 職務経験者	行政	8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	6月27日 ～7月7日	8月9日	
警察官A (男性)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月1日	8月9日	
警察官A (女性)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月1日	8月9日	
警察官A (武道指導)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月16日	12月20日	
		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月16日	12月20日	
警察官B (男性)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月5日	8月9日	
警察官B (早期採用 男性)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月5日	8月9日	
警察官B (女性)		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月1日	8月9日	
警察官C		8月10日 ～8月31日	9月18日	11月7日 ～11月18日	12月20日	
		4月1日 ～4月20日	5月8日	7月1日	8月9日	

② 人数

試験の種類	採用 予定数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	受験率 (%)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	受験 倍率 (倍)
I類	132	1,797	1,237	68.8	323	158	7.8
II類	53	788	520	66.0	123	55	9.5
III類	61	846	630	74.5	156	71	8.9
民間企業等職務経験者	7	1,284	888	69.2	24	8	111.0
警察官A(男性)	157	2,718	1,923	70.8	636	206	9.3
警察官A(女性)	36	786	460	58.5	149	46	10.0
警察官A(武道指導)	5	6	6	100.0	6	6	1.0
警察官B(男性)	83	1,533	1,165	76.0	343	108	10.8
警察官B(早期採用男性)	22	1,362	1,006	73.9	98	28	35.9
警察官B(女性)	24	376	244	64.9	104	30	8.1
警察官C	10	40	29	72.5	21	8	3.6
計	590	11,536	8,108	70.3	1,983	724	11.2

(2) 採用選考

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされていますが、人事委員会の定める職については選考によることができることとされています。

28年度に各任命権者から提出された採用選考請求についての承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)
部長相当職		1
次長相当職	4	
課長相当職	11	8
課長補佐相当職	14	
係長相当職	28	2
主任主事相当職	16	1
主事相当職	5	7
計	78	19

職	警察本部 (件)
警視相当職	11
警部相当職	
警部補相当職	2
巡查部長相当職	1
巡查相当職	8
計	22

なお、28年度に人事委員会において試験を実施している公開公募による採用選考の実施状況は、次のとおりです。

種別	職種	採用 予定数 (人)	申込 者数 (人)	受験 者数 (人)	一次 合格者数 (人)	最終 合格者数 (人)	競争 倍率 (倍)
選考 (前期)	保健師、看護師、 研究職員（機械A 、化学C、化学D 、薬学）、船員（ 航海）、児童自立 支援専門員、職業 指導員（電気工事 科、情報処理科）	22	143	110	69	22	5.0
選考 (後期)	保健師、船員（航 海）、職業指導員 (左官科)	4	41	31	13	5	6.2
選考 (追加募 集)	看護師	2	11	7	6	2	3.5
身体障害 者を対象 とする採 用選考	一般事務、教育行 政	6	33	28	18	6	4.7

(3) 昇任選考

職員の昇任については、警察官昇任試験を除き選考により実施してまいります。

28年度に各任命権者から提出された昇任選考請求の承認状況は、次のとおりです。

職	知事 (件)	教育委員会 (件)	職	警察本部 (件)
部長相当職	13	2	警視相当職	52(48)
次長相当職	27	2	警部相当職	10(0)
課長相当職	87	16	警部補相当職	2(0)
課長補佐相当職	166	44	巡査部長相当職	105(0)
係長相当職以下	181	27	計	169(48)
計	474	91		

(注) () 内は公安職で内数です。

(4) 任期付職員の採用の承認

任命権者は、任期付職員（任期付招へい研究員、特定期付職員、一般任期付職員）の採用に当たり、人事委員会の承認を得なければなりません。

28年度の人事委員会の承認件数は1件です。

- (注) ・任期付招へい研究員：民間等の優れた研究者を県の試験研究機関に受け入れるもの
- ・特定期付職員：高度の専門的な知識経験等を有する者を任期を定めて採用するもの
 - ・一般任期付職員：専門的な知識経験を有する者を任期を定めて採用するもの

2 給与等に関する報告及び勧告〔平成28年9月26日〕の状況

(1) 概要

平成28年4月の公民較差に基づき給与改定

- ・ 較差 (0.15%) の解消のため、給料月額を引上げ
- ・ 期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ

(2) 平成28年4月の公民較差に基づく給与改定

① 民間給与との比較

平成28年	参考 (平成27年)
0.15% 559円	0.43% 1,620円

(1) 月例給の較差

(2) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.30月	4.20月

② 給与改定の内容

(1) 給料表 人事院勧告における俸給表の引上げ改定に準じて改定

(2) 諸手当

ア 期末・勤勉手当 4.20月分→4.30月分 (勤勉手当を0.1月分引上げ)

イ 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し医師等及び獣医師の手当限度額を引上げ (医師等 300円、獣医師 100円)

③ 実施時期 平成28年4月1日

(3) 扶養手当制度の見直し(平成29年4月1日から段階実施)

国家公務員の扶養手当制度の見直しに準じ、配偶者に係る手当額を引き下げるとともに、子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)

各年度における扶養手当の手当額(行政職給料表適用者の場合)

扶養親族	年度					平成32年度以降
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
配偶者	部長級 (行政8級以上)	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
	次長級 (行政7級)	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	課長級以下 (行政6級以下)	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)	
	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	3,500
父母等	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)	
	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

(注) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

(4) 意見

① 給与について

(1) 地域手当の在り方について

同一県内に支給割合が異なる地域を設定した場合、人事管理や人材確保に影響が生じ、他県において、地域手当の在り方を見直した事例がある。本県においても、人事管理上の課題になっている事情を踏まえ、あらためて県内の地域手当の在り方について検討することが適当である。

(2) 職務・職責に応じた給与の一層の徹底

現在、多くの医療技術職員が医療現場を離れ、本庁及び出先機関で行政事務に従事しているという本県の実情を考慮し、引き続き、「専門的・技術的な業務に従事する職員の処遇」について調査・研究を進めるとともに、医療職給料表を適用している職員の適正な給与体系についても速やかに結論を出す。

② 有為な人材の確保について

職員採用を取り巻く環境が依然として厳しい中、有為な人材の確保に向けて、引き続き任命権者と連携しながら、広報活動を積極的に取り組む必要がある。採用後は、任命権者において、引き続き人材育成のための取組を進めていく必要がある。

③ 女性の採用・登用の拡大について

女性の活躍をより一層推進するため、特定事業主行動計画に基づく取組を着実に推進し、優秀な女性人材の採用や、管理職への積極的な登用に取組んでいく必要がある。

④ 人事評価制度に基づく適正な人事管理について

任命権者においては、これまで得られた知見も活用し、職員の理解と納得を得ながら人事評価制度に基づく適正な人事管理を引き続き進めていく必要がある。

⑤ 勤務環境の整備について

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実について、特定事業主行動計画に基づく積極的な取組が求められるとともに、介護休暇制度の改正等について国等の動向を注視し検討する必要がある。併せて、職員が必要に応じて制度を円滑に利用できるように、職場としての支援体制の整備も重要である。

(2) 長時間労働の是正は、仕事と家庭の両立支援の充実や労働意欲維持の観点から重大な課題であり、組織を挙げて強い姿勢で取り組む必要がある。管理監督者のマネジメントが重要であり、積極的なリーダーシップを発揮することが求められる。

(3) ハラスメント防止対策について、任命権者においては、意識啓発を徹底するとともに、性的指向や性自認をからかう言動等もセクハラである旨を明確にすることや、マタハラ等の防止に必要な措置を講ずることなどにより、引き続き取組を推進することが必要である。

(4) メンタルヘルス対策については、引き続き早期発見・早期対応及び円滑な職場復帰支援と再発防止を進めるとともに、ストレスチェックの実施により職員自身のストレスへの気付きを促し、集団分析結果を職場環境改善に活用するなど、より一層推進する必要がある。

⑥ 雇用と年金の接続について

中長期的視点に立った計画的な人事管理、及び再任用職員が能力を発揮できる執行体制の整備により、引き続き再任用制度を適切に運用し、確実に雇用と年金の接続を図ることが必要である。

⑦ 公務員倫理の徹底について

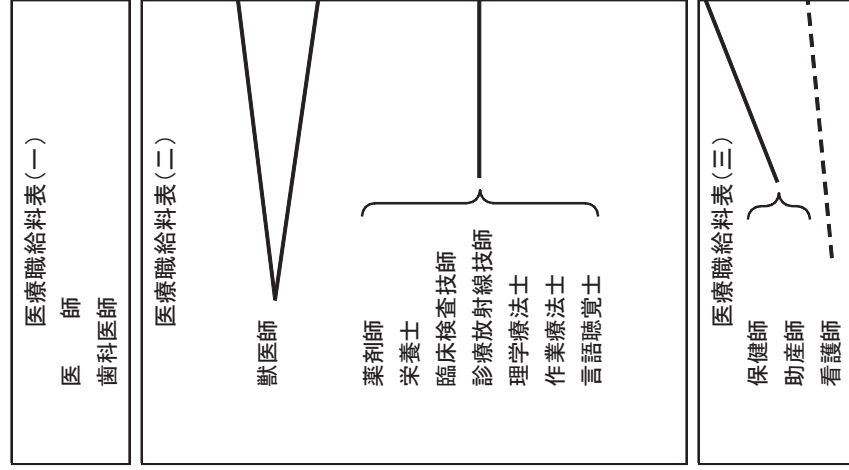
職員は、県民の負託を受ける奉仕者としての自らの使命を自覚すること等が求められる。任命権者においては、職員に対し、あらゆる機会をとらえ、公務員倫理の徹底を図ることなどにより、不祥事を未然に防止する不断の取組が必要である。

3 給与に関する報告及び勧告〔平成29年1月31日〕の状況

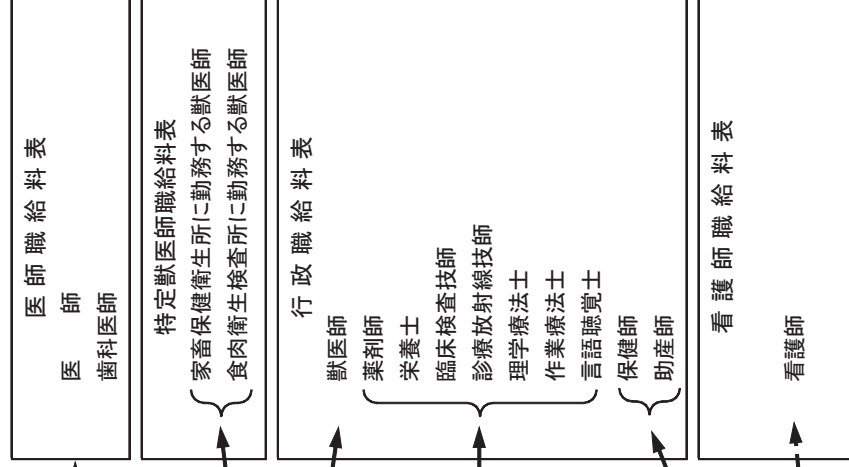
(1) 内容

- ・ 家畜保健衛生所等において家畜防疫、と畜検査など、高い専門性と技術力を必要とする業務に従事する獣医師について、特定獣医師職給料表を新設
- ・ 医師及び看護師については、給料表の名称を変更するとともに、「職務給の原則」の一層の徹底を図るため、級別標準職務を見直す
- ・ 上記以外の医療技術職員等は、医療職給料表から行政職給料表へ切替
- ・ その他、新たな給与体系への円滑な移行、優秀な人材の安定的な確保に必要な措置を講ずる

【 現 行 】



【 見直し後 】



(2) 実施時期 平成29年4月1日

4 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求めめる要求があった場合に、人事委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはありません又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たります。

(1) 係属の状況

	平成27年度末 の係属件数 (件)	平成28年度中 の要求件数 (件)	平成28年度中 の処理件数 (件)	平成28年度末 の係属件数 (件)
県分	0	0	0	0
受託分	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

なし

5 不利益処分に関する審査請求の状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、人事委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定（裁決又は決定）を行うものです。

(1) 係属の状況

	平成27年度末 の係属件数 (件)	平成28年度中 の申立て件数 (件)	平成28年度中 の処理件数 (件)	平成28年度末 の係属件数 (件)
懲戒処分	52,776	1	2,582	50,195
分限処分	4	0	0	4
その他	7	0	0	7
計	52,787	1	2,582	50,206
受託分	0	0	0	0
分限処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

※「受託分」は公平委員会の事務の委託を受けている町分

(2) 審査の状況

県分	事案名	審査等の状況
福岡	昭和45年(不)第16388号ほか1, 513事案	審査の打切り 平成29年3月17日 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成16年福岡県人事委員会規則第26号)第13条第1項第3号、第4号及び第5号該当)

※昭和59年(不)第5132号事案ほか1, 067事案は取り下げられた。